

令和5年度放課後児童支援員の鹿児島県認定資格研修募集要項

本研修は、鹿児島県からの委託を受けた一般社団法人鹿児島県児童クラブ連絡協議会が、厚生労働省の定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき実施するものです。

1 目的

本研修は、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する方が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらい、有資格者となることを目的とします。

2 受講対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する方で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする方

【基準第10条第3項 抜粋】

- 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
- 一 保育士の資格を有する者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業生等」という。）であって、二年以上児童福祉事業（※注1）に従事したもの
 - 四 教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者（※注2）
 - 五 学校教育法の規定による大学（※注3）（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 九 高等学校卒業生等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業（※注4）に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
 - 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

- ※注1 児童福祉事業とは、児童福祉法に規定する以下の事業です。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応じる事業等。
- ※注2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者。（特別支援学校の教員免許、臨時免許状、特別免許状、養護教諭免許を有する者も含まれます。）
なお、教員免許更新制の導入により、かつて教員免許を取得したが、更新を受けておらず失効している者及び臨時免許状など期限のある免許を有していた者についても受講対象者となります。
- ※注3 学校教育法の規定による大学は、短期大学を含みます。
- ※注4 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に類似する事業に従事した者とは、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」としており、例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業（いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など）において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられます。
ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれません。（2年以上の従事があって市町村の認定願いが必要）
なお、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはなりません。

3 全体研修計画

研修名	期 日	場 所 (所在地)	定員 (人)
第1回認定研修 (鹿児島会場)	令和5年9月25日(月) ～9月28日(木)	市町村自治会館 (鹿児島市鴨池新町7-4)	150
第2回認定研修 (霧島会場)	令和5年10月12日(木) ～10月15日(日)	国分シビックセンター多目的ホール (霧島市国分中央3-45-1)	100
第3回認定研修 (北薩会場)	令和5年11月11日(土) ～11月14日(火)	薩摩川内市川内駅コンベンションセンターSSプラザせんだい (薩摩川内市平佐1-18)	100
第4回認定研修 (鹿屋会場)	令和6年1月18日(木) ～1月21日(日)	鹿屋市中央公民館 (鹿屋市北田町11103)	50

4 受講費用（教材費等）

2,000円（事前振込制となります。振込用紙は、受講票と一緒に送付されます。）
ただし、研修会場への旅費及び宿泊費、受講費用の振込手数料等については受講者負担となります。

5 研修項目・科目及び時間数（16科目×90分）

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解【4.5時間（90分×3）】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

(2) 子どもを理解するための基礎知識【6時間（90分×4）】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

(3) 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間（90分×3）】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

(4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間（90分×2）】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

(5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間（90分×2）】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

(6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間（90分×2）】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

6 研修時間割（第1回～第4回共通：16科目×90分）

時間帯	1日目	2日目	3日目	4日目
9:00～9:25	ガイダンス	—	—	—
9:30～11:00	講義1	講義5	講義9	講義13
11:15～12:45	講義2	講義6	講義10	講義14
（昼食）	—	—	—	—

13:35～15:05	講義 3	講義 7	講義 11	講義 15
15:20～16:50	講義 4	講義 8	講義 12	講義 16

※ 研修時間割は予定であり、変更となる場合があります。

※ 1日目～4日目の時間帯ごとの研修科目名及び研修時間は、別添「令和5年度鹿児島県認定資格研修時間割表」を御確認ください。

なお、保育士等既に取得している資格に応じて、次の研修科目の受講免除が可能です。

【科目の一部免除】

- (1) 保育士の資格を有する者（基準第10条第3項第1号）4科目免除
 - ④ 「子どもの発達理解」
 - ⑤ 「児童期（6歳～12歳）の生活と発達」
 - ⑥ 「障害のある子どもの理解」
 - ⑦ 「特に配慮を必要とする子どもの理解」
- (2) 社会福祉士の資格を有する者（基準第10条第3項第2号）2科目免除
 - ⑥ 「障害のある子どもの理解」
 - ⑦ 「特に配慮を必要とする子どもの理解」
- (3) 教諭となる資格を有する者（基準第10条第3項第4号）2科目免除
 - ④ 「子どもの発達理解」
 - ⑤ 「児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

7 申込方法

受講申込書（様式1）に必要事項を記入の上、下表の申込期間中に申込先へ郵送又は持参してください。

なお、申込先は、現に放課後児童クラブに従事している方はその勤務地の市町村窓口へ、それ以外の方は現住所地の市町村窓口となります。

※ 例年申込先の誤りが多いため御注意ください。

【申込期間】

研修名	申込期間	
第1回認定研修 (鹿児島会場)	令和5年8月15日(火)～9月1日(金) 必着	※ 申込期間 外の受付はで きません。
第2回認定研修 (霧島会場)	令和5年9月1日(金)～9月15日(金) 必着	
第3回認定研修 (北薩会場)	令和5年10月2日(月)～10月16日(月) 必着	
第4回認定研修 (鹿屋会場)	令和5年12月1日(金)～12月15日(金) 必着	

【申込先】

関係市町村放課後児童クラブ担当窓口

(関係市町村の窓口については直接市町村へお尋ねください。)

【受講申込必要書類：各1部】

① 受講申込書…様式1【必須】

- ・原則として、申込者本人が自筆で記入してください。
(代筆の場合は本人が必ず代筆内容を確認してください。)
- ・鹿児島会場は例年申込みが多いことから、1の支援の単位から原則として1名受講とします。

② 申込者本人(氏名、住所、生年月日)であることが確認できる公的機関発行の証明書
(運転免許証、健康保険証、住民票などいずれか1つ)の写し【必須】

※現住所等が裏書きされている場合は、必ず裏面まで写しを添付してください。

③ 返信用封筒【必須】

- ・94円切手を貼り宛先(個人宛)を記入した返信用封筒(長形3号封筒(定型最大)、A4版用紙が三つ折りで入るサイズ)を同封してください。
- ・返信用封筒が入っていない場合は、受講票をお送りできない場合があります。

④ 放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証(該当者のみ)

- ・一部の研修科目を既に履修した方については、県が発行した「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」の写しを添付してください。

※以下のとおり添付書類は、受講資格(基準各号)に応じて異なります。

(結婚等により氏名等に変更がある場合は、戸籍抄本の写しを添付してください。)

1号該当(保育士)

- ・保育士証(写し)

※保母資格の場合は保育士資格への切替が必要になります。(切替手続は約2ヶ月かかります。)

2号該当(社会福祉士) ・資格証(写し)

3号該当(高等学校を卒業した者であって、2年以上かつ2,000時間以上児童福祉事業
※注1に従事した者)

- ・高等学校の卒業証明書、児童福祉事業の実務経験証明書

※高等学校の卒業証書は原則不可

※実務経験証明書(第3号用)は、児童クラブの管理者、運営委員会会長などが発行する証明となります。

4号該当(※注2の教諭となる資格を有する者) ・資格証(写し)

※資格証の発行が困難な場合は、資格証の授与証明書又は更新講習修了確認証明書でも可

5号該当(大学において、社会心理学等を専攻する学科又はこれらに相当する課程を
修めて卒業した者) ・卒業証明書、科目履修証明書

6号該当(大学において、優秀な成績で単位を取得したことにより大学院等への入学が
認められた者) ・成績証明書

7号該当(大学院において、社会心理学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を
修めて卒業した者) ・卒業証明書

8号該当(外国の大学において、社会心理学等を専修する学科又はこれらに相当する
課程を修めて卒業した者) ・卒業証明書

9号該当(高等学校卒業者等であり、2年以上かつ2,000時間以上放課後児童健全育成
事業に類似する事業※注3に従事したものであって、市町村長が適当と
認めた者)

- ・高等学校の卒業証明書 ・市町村長に対する認定願(第9号)
- ・放課後児童健全育成事業に類似する事業の従事証明書(第9号用)

※高等学校の卒業証書は原則不可

10号該当(学歴を問わず5年以上かつ5,000時間以上放課後児童健全育成事業に従事
したものであって、市町村長が適当と認めた者)

- ・市町村長に対する認定願(第10号)
- ・放課後児童健全育成事業の従事証明書(第10号用)

8 受講者の決定及び通知

(1) 受講決定された方には、事前に「受講票（受講決定通知）」をお送りしますので、当日御持参ください。

なお、受講に際し、受講者本人であることの確認を行いますのであらかじめ御了承ください。

(2) 申込多数等により受講していただくことができない場合は、その旨文書でお知らせします。その場合であっても受講申込書は返却しません。

(3) 研修開始日の4日前までに、上記(1)の「受講票（受講決定通知）」が届かない場合は、研修事務局にお問い合わせください。

(4) 受講費用は事前振り込みです。指定日までにお振り込みが無い場合は、研修への参加ができません。（お振り込み後の受講費用は返金いたしませんので、ご了承ください。）

9 修了証等

(1) 全ての研修科目（16単位24時間、ただし、科目の一部免除がある者は免除科目を除いた全ての科目）を履修した方に対して「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。

(2) 一部の研修科目を履修した方に対しては、本人からの申請に基づき「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。この一部科目修了証の有効期限は交付の日から「おおむね1年以内」とされています。

なお、「一部の研修科目を履修した者」とは、病気等社会通念上常識的かつ客観的な範囲内でやむを得ない理由で一部の研修科目しか履修できなかった者としてします。

(3) 上記(1)又は(2)の交付は、研修終了（申請）後、修了日から約2か月以内に郵送によりお届けします。

(注) 原則として、1科目10分以上の遅刻又は早退した場合は欠席と見なします。また、受講態度が著しく不良の場合は、修了証書を発行できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、レポートは、研修最終日より2週間以内に下記11に記載しております「放課後児童支援員の鹿児島県認定資格研修事務局」へ必ず提出（必着）してください。提出がない場合は、修了証書を発行できない場合があります。

また、虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証発行後であっても、修了の取り消し等の措置をとります。

10 その他

(1) 体調が優れない場合は、受講を控えてください。

(2) 台風接近等により研修をオンラインで開催する場合や中止する場合は、研修日の2日前までに鹿児島県ホームページにて情報を掲載する予定です。

(掲載場所： ホーム > 健康・福祉 > 結婚，妊娠・出産，子育て
> 保育士・子育て支援員 > 放課後児童支援員として働く)

(3) 研修変更のご連絡は、下記お問い合わせ番号から個人の携帯及び児童クラブへご連絡させていただきます。

11 お問い合わせ先（月曜日～金曜日 10：00～15：00）

放課後児童支援員の鹿児島県認定資格研修事務局

（一社）鹿児島県児童クラブ連絡協議会

〒899-4301

住所：鹿児島県霧島市国分重久2190番地 101号室

TEL：0995（47）2666

（緊急連絡先）080-5602-9372

FAX. 0995（47）7266